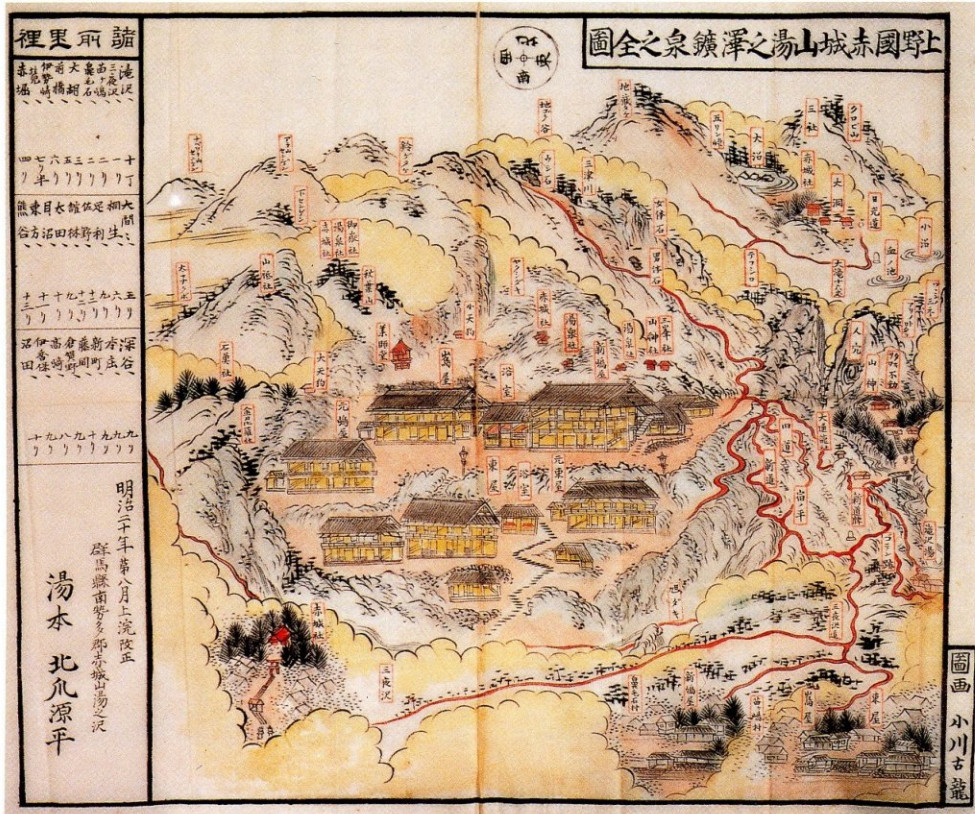


文書館だより

第32号 平成11年1月



上野国赤城山湯之沢鉱泉之全圖

明治二十年 知事84 A三四九五 縦39 cm×横50 cm

小川古藏

この絵図に描かれた「赤城山湯之沢鉱泉」は、現在では「赤城温泉」と呼ばれおり、赤城山中腹の勢多郡宮城村苗ヶ島にあります。「赤城温泉」と改称したのは戦後のことで、それは「湯之沢」の地名が各地にあるためでした。

この温泉は古くから知られていましたが、本格的に利用されるようになったのは元禄年間、前橋藩主酒井氏の許可のもとに温泉小屋が建てられるようになってからでした。

『宮城村誌』によると湯之沢温泉はたびたび火災にあい、この絵図の描かれた二年前の明治十八年にも火災がありました。明治二十年のこの絵図には二つの浴室の周りに五軒の温泉宿があります。絵図を発行した北丸源平は、十八年の火災後に新嶋屋と元嶋屋の営業を始めました。

絵図下方には左に三夜沢赤城神社、右に苗ヶ島村・鼻毛石村、温泉周辺には薬師堂や多くの社・名勝、上方には地蔵岳・黒檜山など赤城の山々が描かれています。

なお、この絵図は平成十年度第二回常設展「群馬のいで湯」（一月九日～四月十一日）に展示のものです。

群馬の自由民権運動

県立前橋高校教諭 岩根 承成

一、はじめに

群馬における自由民権運動には、二つの高揚期があった。一つは、明治一三年段階、士族・豪農層による民権政社を中心とした国会開設請願運動の展開である。一つは、一六・一七年段階、県内各地で起こった負債農民の対生産会社（金貸し会社）交渉・騒擾事件と、その延長上で起こった群馬事件である。これは自由黨員の指導下で武州秩父を含む西上州規模で計画は進められたが、結果的には妙義山麓の負債農民の一部が生産会社を襲うことで終息した、民権運動の激化事件の一つとして知られている。

二、国会開設請願運動

明治一三年（月欠）「上毛連合会創立委員」名の「国会開設願望ノ檄文」という印刷物がある。「国ハ人民ニ依テ組織スル者ナリ、人民ニシテ自由ノ権利ヲ保ツ事ナク、参政ノ権利ヲ有スル能ハザル時ハ、官民協和共ニ国ヲ護スルニ由ナク、各国ニ対シ国権ヲ拡張スルニ道ナシ……速カニ国会ヲ開設スルニアルノミ……本年九月ヲ以国会開設願望書ヲ天皇陛下ニ奉呈シ……吾上毛諸君吾輩ト志ヲ同フスル者ハ、九月十二日ヲ以高崎ニ来会アレ、

共ニ願望ノ事ヲ議スヘシ」とある。

九月二日の高崎寛法寺での集会は、有志二〇〇余人、傍聴者一〇〇〇余人、「立錫の地なきに至る」盛況と「群馬新聞」は報じた。当日は国会開設に賛同する署名捺印簿が持ち寄せられた。西群馬郡下小島村・筑縄村の「上毛連合会名簿」（高崎市下小島町 梅山大作氏所蔵）には、「国会開設ヲ天皇陛下ニ願望シ奉ルノ証トシテ各自捺印スル事左ノ如シ」として、一〇五名の署名捺印をみることが出来る。

こうして集められた八九八〇名の総代として上毛四大政社を代表する四名が、「国会開設ヲ願望シ奉ルノ書」を太政官に提出した。

こうした運動の高まりのなかで、一四年一〇月、政府は勅諭をもって一〇年後の国会開設を国民に約束することになる。この直前、国会開設運動の全国組織国會期成同盟の第三回大会は、自由党結成大会に変更され、その後自由党の盟約・規則・組織の決定をみた。県内でも、これに呼応し、自由党群馬支部として「上毛自由党」が結成された。翌一五年には、自由党に参加しなかつた民権家を中心に

立憲改進黨が結成され、県内でもこれに連なる「上毛協和会」がつくられた。

要雑件機密書類」の県公文書綴り（文書館所蔵）などをもとに、負債農民騒擾事件を一覧にまとめた。

明治一四年一〇月大蔵卿に就任した松方正義は、紙幣整理と増税を基調とした緊縮財政政策をとり、一五年の世界恐慌による輸出生糸価格の低落と相まって、深刻な農村不況を作り出した。農産物価格の下落と増税は、米・蒔などを売って納税する農民層に二重苦を強いるものであった。

北甘楽郡長は「殊ニ客歳（一六年）紙幣ノ騰貴ニヨリ諸物価ノ低落、債主（生産会社）ノ督促ノミナラス、金融梗塞流融ノ途絶ヘシヨリ、殆ント生計ニ苦シムルヨリ人心穩カナラサリシカ、終ニ客年（一六年）二月中相野田村徳（得）成寺へ細民数百人集合シ、又同時諸戸、菅原最寄各村人民集合シ、債主ニ脅迫スル勢ヒアリ」（北甘楽郡治概略草按「文書館所蔵」と、県令に報告している。生産会社から借り入れた負債が、折からの不況で返済困難となり、負債農民が集会を開き、生産会社との交渉に動き始めている様子をつかがうことが出来る。

一六年段階で、農民が債主の生産会社に対し、借金据え置き、年賦返済、利子引き下げなどの要求をもって交渉する事件は県内各地でみられた。「北甘楽・東西群馬・南勢多郡人民集合一件」と「緊

要雑件機密書類」の県公文書綴り（文書館所蔵）などをもとに、負債農民騒擾事件を一覧にまとめた。

一覽のC事件に関して、「京目村などの七カ村集会回状」の一部を引用してみる。「近來生産会社ト唱、貧民へ金員ヲ貸シシ、高利ノ上ナラス手数料其他、期日延滞スルトキハ、多分ノ脚夫賃等ヲ取り、……右等ノモノ差置候テハ、終ニ世界困難ノ基トナル、今目前ニ頭ハレタリ、依テ今世界平均ノタメ取片付ニ付、明ル十二月四日午後七時本村ヨリ式里内不残出村、総社々前へ可相詰合事」とある

「世界平均ノタメ」といった世直し意識を基調としている点に注目したい。近代的な株式会社仕組みをもつた生産会社の成立や、土地に対する私的所有権の確立など近代社会の組織化が進むなかで、近世的慣行、世直し思想をもって対抗する農民の姿を見ることが出来て興味深い。

また新聞にも騒擾事件が詳細に報道されている。県内紙では「上野新報」、中央紙は「郵便報知新聞」、「朝野新聞」である。

四、群馬事件
明治一七年五月、上毛自由黨員を指導者に負債農民を主力とする一団によって群馬事件が起こった。上野・高崎間の鉄道開通式に際し政府高官を襲撃する計画ではじまり、式の延期により妙義山麓の

負債農民騷擾事件一覧（明治16年）

（3月の事件）

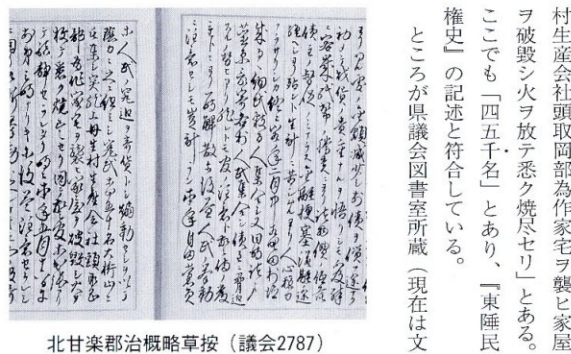
- A 北甘楽郡下高田・菅原・諸戸村など10余か村騷擾（菅原・諸戸は群馬事件において、もっとも多くの参加者を出した）
 - ・負債の措置・年賦返済、利子引き下げ、検査料・違約料廃止
 - ・高崎治安裁判所へ債主たる富岡生産会社社長横尾三衛、丹生生産会社頭取岡部為作（群馬事件で襲撃される）ら4名を相手どり、勸解を出願——敗訴
 - ・訴訟費用として、負債民より借金高100円につき、10銭を徴収。
- B 北甘楽郡殿村・多胡郡片山村など12か村騷擾（村惣代3名が群馬事件、2名が秩父事件に参加）
 - ・負債返済の延期申し入れ
 - ・相野田村得成寺、400余名人民集合→12か村惣代による北甘楽郡長へ伺書提出

（11月・12月の事件）

- C 西群馬郡京目村など10数か村騷擾
 - ・租税率百分の一、負債利子引き下げと7か年賦、旅費・検査料・手数料の廃止
 - ・京目村鎮守社・元総社神社・浜尻村天王社・矢島村源照寺など人民集合→西群馬郡役所へ嘆願書提出——却下。
 - ・京目村外27か村人民が「第三期地稅延納ノ義出願……高統々出願ノ模様モ相見へ」
- D 南勢多郡女屋村など20か村騷擾
 - ・負債の5年据置、10か年賦
 - ・女屋村万福寺、江木村大日山・六所原などへ人民集合→惣代より戸長へ嘆願
- E 北甘楽郡小輪村騷擾
 - ・負債の5か年賦、利子引き下げ
 - ・小輪村宝泉寺人民集合→33名運署の委任状を作成し、宝泉寺・長厳寺住職を代理人として、生産会社との交渉を依頼
- F 碓氷郡板鼻駅など数か村騷擾
 - ・人民集合の張り札一件
- G 東群馬郡徳丸村など13か村騷擾
 - ・徳丸村宝生寺、新堀村中高河原人民集合→戸長・用掛の説諭

陣場ヶ原に集結し、東京鎮台高崎分営および富岡・松井田・前橋警察署を襲うという、「現政府ヲ顛覆スルコト」をねらう武装蜂起の革命計画であった。しかし現実には、北甘楽郡の丹生生産会社頭取岡部為作を襲撃することで終息した。政府側が一生産会社襲撃で終わるといった、計画と実態とに大きなギャップが見られた事件である。

「群馬事件」と命名し、事件の経過を裁判史料も掲載して詳細に述べている唯一の文献資料が、明治三十六年刊行の『東隣民権史』である。これによると「甘楽郡上丹生村岡部為作の設置せる生産会社は高利貸を業とし、……先づ之を屠り民害を除くべしと、総勢三千余人を分ちて



三隊と為し、……五月十六日午前二時生産会社の前後を取囲み、……打壊し……、火を放ち……次で松井田警察分署に迫る……進で高崎兵營を襲はんとしたるが……往々道より逃げ」とある。「総勢三千余人」で生産会社を襲撃し、その後松井田署から高崎兵營に向うが途中で解散するというものである。

また同書に掲載された「裁判言渡書」（明治二〇年七月二九日・前橋重罪裁判所）には、「会するもの数千に及んでや、……上丹生村生産会社為作が高利を貸し、小民困難するを以て、高崎に出づる途次、之を襲ひ軍用金を奪はんとし」とあり、ここでも「数千に及んでや」と参加規模が「千」の単位である。以上が群馬事件

の通説であった。また地元史料として「北甘楽郡治概略草按」にこの事件に触れている箇所がある。この部分を最初に紹介した萩原進著『明治時代の群馬県史』（昭和三四年刊）では「本年自由党员等人民ノ究迫ヲ奇貨トシ、煽動セシラ以テ、陰力ニ之ニ組ミシ、究民等四五千名大榎山二屯集シ、突然上丹生村生産会社頭取岡部為作家宅ヲ襲ヒ家屋ヲ破毀シ火ヲ放テ悉ク焼尽セリ」とある。ここでも「四五千名」とあり、「東隣民権史」の記述と符合している。ところが県議会図書室所蔵（現在は文書館所蔵）の原本と照合してみると、「四五十名」であり、「十」が「千」と誤って解説されていた。（写真参照）

また前橋地方検察庁所蔵の「裁判言渡書」原本を見ると、「数千に及んで」の文言はなく、「代古ハ数名ヲ率ヒテ来会シ、其他数十名集合スルニ当リ」とあり、「数十」を「数千」に改ざんして「東隣民権史」へ掲載した事実も明らかとなった。

一方、「富岡警察署沿革史」（作成年代不詳）によると、「自由説誤信ノ暴徒等数拾名……岡部為作方ニ乱入」とあり、「郵便報知新聞」（一七年五月二〇日号）には「二百余人勢揃ひして……岡部為作方へ押寄せ」とある。

以上から事件規模は通説を大きく修正せざるをえなくなった。

通説といった先入観をもって解説したり、原本照合を怠り孫引きで済ませたりすることの恐ろしさを再認識させられる。「数千」は計画段階の人数であり、武州秩父・南甘楽・碓氷の各郡から予定された援軍がいずれも不参加となる中で、「二百余人」から「四五十名」規模で実行に移らざるをえなかったと解することが妥当なように思われる。

（本稿は平成一〇年度長期古文書解説講座の第二六回公開講座の内容の一部である。）

新たに閲覧できる

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる寄託古文書は次のとおりです。

◎太田市龍舞・武藤文二家文書

文書の伝存地は山田郡龍舞村（現太田市）の武藤家です。同家当主は江戸時代には龍舞村の名主などを務め、明治時代には戸長・副戸長、休泊村村長や県会議員を歴任しています。今回閲覧可能となったのは、同家文書の一部である約一〇〇〇点です。内容は江戸時代の龍舞村の名主文書が中心で、貞享年間（一六八四―一六八八）以降の年貢割付状や年貢皆目録などがまとまっています。また、同家が旗本の勝手向賄や酒造経営を行っていたことを示す文書も含まれています。

（請求番号八八〇六）

◎勢多郡大胡町・大胡町上大屋区有文書

文書の伝存地は勢多郡上大屋村（現大胡町）です。上大屋区長の引継文書であり、内容は江戸時代の上大屋村の名主文書と明治時代以降の上大屋村の戸長・区長文書です。すでに、江戸時代の上大屋村名主文書約四〇〇点は閲覧可能となっています。今回新たに閲覧可能となったのは、明治時代以降の戸長・区長文書約七五〇点です。この中には、明治初年の地租改正時の土地測量図や測量器具、千

貫沼の養魚関係文書などが含まれます。

（請求番号八二一五）

◎東京都千代田区・吉田允俊家文書

文書の伝存地は山田郡桐生新町（現桐生市本町）の吉田家です。江戸時代後期に桐生新町で絹織物の機屋を経営し、国学者橘守部の門人兼後援者でもあった吉田清助家に伝存した文書群です。今回閲覧可能となったのは、同家文書約五〇〇〇点のうち約二五〇〇点余です。内容としては、江戸時代後期以降の国学・地誌・謡曲などの版本及び写本類、吉田家の経営文書や土地関係文書などの同家私的文書が中心です。なお、吉田家文書には、当主清助の国学の師匠であった橘守部の著作や守部から吉田家宛の書状類も多く含まれていますが、それらはマイクロ写真焼付本での閲覧となります（後述）。

（請求番号九三〇一）

◎東京都千代田区・吉田允俊家文書（橘守部関係資料）

前述した吉田允俊家文書のうち、当主吉田清助の国学の師匠であった橘守部の著作（自筆本・出版本・写本）や守部から吉田家宛の書状類、他に和歌短冊や吉田家に関するあった文人の文書など約二三〇〇点余です。これらはマイクロ写真焼付本での閲覧となります。したがって、吉田家文書全体の概要を知るためには、

二つの目録を参照して下さい。

（請求番号F P 九八〇一）

◎吾妻郡中之条町・剣持常泰家文書

文書の伝存地は吾妻郡中之条町の剣持家です。明治三〇―四〇年代の「剣持蚕室」の養蚕日誌など養蚕関係文書を中心とした一〇点です。

（請求番号F P 九六二二）

◎館林市・小池篤氏収集文書

小池氏が収集した平安時代末期から江戸時代にいたる仏教関係の写本や刊本類七一点です。内容的に本県と直接関係する文書はありませんが、醍醐寺などに旧蔵されていたと推定される中世文書も含まれています。

（請求番号F P 九六〇三）

◎吾妻郡嬭恋村・鎌原忠司家文書

文書の伝存地は嬭恋村鎌原の鎌原家です。明治後期以降の嬭恋村の蚕種製造販売嬭恋館に関する文書を主とする蚕糸業関係文書を始め、鎌原家私的文書や大笹関所番を務めた鎌原縫殿の関係文書などを含む約五〇〇点です。

（請求番号F P 九六〇一）

◎北群馬郡伊香保町・千明仁泉亭文書

文書の伝存地は現伊香保町の千明仁泉亭です。千明家は、伊香保温泉の小間口権（引湯権）を所有していた大家一四軒の一軒です。内容は江戸時代以降の同家の温泉経営や家政及び文芸関係の文書な

ど約五〇〇点余です。

（請求番号F P 八六〇六）

新たに収蔵された

古文書

平成一〇年七月以降、当文書館への寄託・寄贈古文書は次のとおりです。

◎利根郡新治村・竹内俊鳳氏収集文書

文化年間の猿ヶ京関所通行手形など約一〇〇点（追加寄託）。

◎利根郡新治村・林直家文書

猿ヶ京村・合瀬村の村方文書及び猿ヶ京関所、温泉関係文書約二〇〇点（寄託）。

◎神奈川県高座郡寒川町・斎藤光家文書

国会開設請願書簡など二点（追加寄贈）。

◎勢多郡新里村・錦木五子家文書

新川村村方文書約一五〇点（追加寄託）。

◎前橋市大利根町・成塚島吉家文書

昭和二〇年九月に日本の新聞・放送に適用された連合軍最高司令部から出された準則（プレスコード）一点（寄贈）。

◎前橋市総社町・山王自治会文書

総社町山王青年会及び山王自治会関係文書約二〇〇点（寄託）。

◎マイクログループ文書では次のものです。

◎勢多郡赤城村・藤川正衛家文書

◎三重県・朝日町歴史博物館所蔵文書
橘守部関係資料。

◎桐生市・桐生市立図書館所蔵文書

吉田家文書。

伊勢崎古文書学習会

平成の年号になって初めの頃、伊勢崎市では機構改革があり、所期の目的をほぼ達成した市史編さん係は解散、主事をされていたIさんは中央公民館に、同じくKさんは図書館勤務になりました。

この頃、伊勢崎北史談会の会長をされていた山宮定次郎先生（元南小学校長）を中心として、生涯学習の公民館講座の一環として古文書講座を開いて欲しいの動きがあり、この願いが実って、平成二年七月三日から九月十八日に至る毎週火曜日、十八時から二時間、内容を段階的に十講座に組み立てられた古文書学習講座が開かれました。講師は市内にお住まいの元県立文書館長の井上定幸先生や市史編さん係にいた菊池誠一先生に教えていただくことになりました。

講座の最終日、学習会を発展的に継続していくことになり、受講生以外の人にも話をひろげ、十月二日「伊勢崎古文書学習会」が創立されました。会長には、山宮定次郎先生が選出され、第一、第三の火曜日、十八時から二十時まで学習を続けることになりました。テキストには地元連取町の森村家に残されている文書を使うこととし、学習日には、皆で順番に音読をし、先生が解説して次へ進むや



グループを中心とした学習風景

り方をとっています。ここで大切になってくるのが参加者の予習と、会の始まる前十分のグループごとの自主学習であります。忙しくて予習なしで会に行かねばならない時などは、登校拒否児の気持ちに分かるような思いがします。

学習会は、公民館サークル連絡協議会に加盟し、毎年十月の文化祭には、学習した内容等を展示発表しています。

現在は会員十六名、山宮先生にかわって筆者がとりまとめをさせていただいていますが、最初からの仲間が五人も逝去されたことに心を傷めます。

事務 伊勢崎市曲輪町一〇一
電話 〇二七〇（二五）六五八〇

（内 山 和 夫）

玉村町誌編さん室

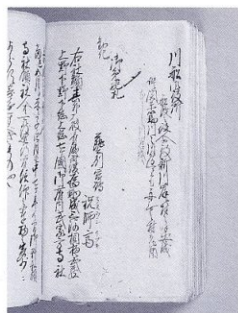
玉村町誌編さん室が設けられ正式に活動を始めたのは昭和六十一年四月からでした。しかし、これより五年前五十六年度から準備室として資料収集・整理は始めて、井田二郎続いて内山京吉が一人で助手二人と細々と仕事を始めておりました。

正式発足以来、山田武麿先生続いて近藤義雄先生が監修・編さん委員長として十名からの編集委員をまとめ次々に町誌の発刊をしてまいりました。

- 別巻Ⅰ 玉村町の和算 A5 三三〇頁
 - 別巻Ⅱ 玉村町の文書 A5 四五〇頁
 - 通史上 玉村町誌通史上 A5 八三〇頁
 - 別巻Ⅲ 玉村町の建造物 B5 三八五頁
 - 別巻Ⅳ 三石衛門日記一 A5 五〇三頁
 - 通史下 玉村町誌通史下 A5 一九五七頁
 - 別巻Ⅴ 三石衛門日記二 A5 八〇〇頁
 - 別巻Ⅵ 三石衛門日記三 A5 一〇四四頁
- 本年度は田口係長以下三人の体制となり、
り、
別巻Ⅶ 三石衛門日記四 A5 一〇〇頁
を発刊いたしました。

三石衛門日記は、盗賊、年末年始贈答、家屋田畑の買入、嫁入り道具の多品多量、地頭所への先納金や献金、八幡宮祭礼の喧嘩、流行異病の葉や祈禱、鷹匠御鷹場

変更による接待、玉村八幡宮仁王門新築の奇進金集め、夷国船（黒船）来航による江戸の大騒ぎ、それによる大名家族旗本家族の地方転居、榛名神社の大々講に二八〇〇人、日光例幣史油小路隆晃の婦路木曾路通りで本陣泊まり、百姓代が地頭へ十両献金（親の遺言として）、本陣家屋修繕で拝借金一五〇兩等なかなか正史に載らない事項が多々あり、一読興味津々たるものがあります。



安芸の宮島勸化状

殊に驚いたことには遠方芸州宮島の厳島神社の神主祝邸齊や山城の国愛宕神社から幕閣に御免勸化を許されて勸進にやつて来た事です。

この日記は識者の知るところとなり多くの方々にご利用いただき町としても本当に有り難く思っています。今後ともご愛読の程お願いいたします。

なお別巻Ⅷ⑧日記五（文久四年、明治二年）は平成十一年度発行予定です。（玉村町誌編さん室専門員 栗原嘉二）

「群文協」視察研修会報告

大間々町立文書館（仮称）の見学

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（略称「群文協」）の視察研修会が去る平成十年十二月二日（水）午後、大間々町で開催され、県内の市町村会員約四〇名が参加しました。

今回の研修会は、県内の市町村では初の施設であり、また町村立では沖繩県の北谷（チャタン）町の公文書館に次いで全国二例目と思われる大間々町の町立文書館（仮称）の視察を中心に行われました。また、併せて県内で唯一残る戦前の木造芝居小屋・ながめ余興場と、県内では二番目に古い銀行建築物を活用した歴史民俗館・コノドント館の見学も行われ、大間々町における歴史的建造物や古文書等の歴史資料の保存活用の先進的な取り組みについて学ぶことができました。

はじめに同町役場大会議室で事前説明会が行われ、田中康雄会長（県立文書館長）と同町の小池制司社会教育課長（教育長代理）の挨拶のあと、青柳敏夫総務課長（本会の副会長）が町の概要について、五十嵐勲町誌編さん室長が町立文書館についてそれぞれ説明されました。



概 観

引き続き見学会に移り、整備されたばかりの町立文書館を視察しました。この文書館は、昭和六十二年から始まった町誌編さん事業で収集された古文書類や、後世に伝えるべき行政文書等の保存と活用を図る目的で設置されたものです。

建物は、町で買い上げた明治末期築造の土蔵（二階建て、外壁は白漆喰塗り、延べ面積約一一二平方メートル）を収蔵

庫として改修し、隣りに付属棟（木造、二階建て、面積約四六平方メートル）を新たに併設して文書館としての機能を備えた施設になっています。

土蔵内部は板張りの床で、一・二階とも一般収蔵庫と特別収蔵庫に分かれています。とくに特別収蔵庫は、土蔵の中にさらに収蔵庫を設置するという二重壁の構造となっていて、内壁は杉板を下から上へ組み合わせた樋部倉削（ひぶくらはぎ）という自然換気システムが採用されているのが特徴です。収蔵庫内の書架の敷板も杉材による「響の子」板となっており、自然換気が十分取り入れられるよう工夫されています。そして、この特別収蔵庫には主に江戸時代を中心とした大間々町の古文書等が保存される予定というところで、すでに桐箱に納められた古文書の一部が保管されていました。

収蔵庫と付属棟は連絡通路で結ばれ、付属棟の一階は閲覧・事務室、二階は作業室として利用する予定というところで、すでに一階には閲覧机が配置されています。なお、この付属棟の屋根には試行的に太陽熱発電パネルが設置され、毎月八四キロワットの電力を生み出すシステムとなっています。

このように整備された町立文書館の敷地総面積は二〇五平方メートルで、車二台分を駐車できるスペースが確保されて



収蔵庫内部

います。総事業費は五七二万円ということです。

なお、建物等の整備を終えた大間々町では今後、できるだけ早い段階で設置条例などを整備して閲覧業務を開始したいということですので、文書館としてオープンするにはもう少し時間がかかると思われますが、この大間々町の近代化遺産を活用したユニークな取り組みを契機にして、他の市町村でも今後ますます古文書や公文書の保存活用の意識が高まっていくことを期待したいと思います。

Q&A レファレンス コーナー

Q 寺子屋などで使われたという往来物について教えてください。

A 往来物とは、平安時代末期から明治初年に至るまで広く使用された初等教科書を総称したものです。「往来」ということは、もともと手紙、特に往復書簡を意味していましたが、鎌倉時代中期以降は書簡に常用される単語・短文の類を集めたものも往来と称するようになり、往来物の語はそのままで初等の教科書(読本であるとともに習字手本)を意味するようになりました。

代表的なものとしては、正月から十二月まで毎月の往復書簡を並べた模範文集であり、武家の生活に必要な諸知識をも網羅的に収めている「庭訓往来」があります。これは室町時代に成立しましたが、江戸時代になっても広く寺子屋(習字所「塾」ともいう)の教科書として用いられました。江戸時代に入り寺子屋の普及などにより庶民教育が発達すると、時期や階層・地域に応じてさまざまな往来が作られ、その数は数千種とも言われています。主として習字用に文字や物の名・人名などを書き集めたもの、文例を

通して礼儀作法や日常生活の知識・心得を教えようとしたもの、その他にも地理・歴史・産業・経済など多方面にわたる日用の知識を、その文字とともに教えるための教材として、その種類・内容は多岐にわたりました。

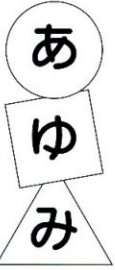
当館に寄贈・寄託されている往来物では、「庭訓往来」(塩原成一郎家文書など)や手紙の文例・短句・単語などを収めた「消息往来」(田中光雄家文書など)、商業の心得・教訓などを記した「商売往来」(倉田石近家文書など)などが多く、これらが広く使用されていたことがうかがえます。「庭訓往来」が男子用なのに対し、女子用の文例でかつ女子の守るべき心得や教養を記述した「女庭訓往来」(上原成夫家文書)もあります。また、「新撰養蚕往来」(坂本計三家文書)は農事暦を中心に、養蚕の基本的な知識や技術をまとめており、養蚕業が盛んだった本県では役割が大きかったものと思われ

ます。さらに、「中山道往来」(坂本計三家文書)は宿駅の名を覚えやすい語呂を用いて詠みこんでいます。これらは、木版刷の刊本と墨で書かれた写本とがあり、年代的には享保年間以降のものが多く、江戸時代後期のものがほとんどです。また、群馬県に關係する地名や名所を扱ったものでは、一町・一村を単位としてその地域内の地誌を記した「上小出村

往来」「澁川往来」「高崎方角往来」「高崎往来」「三原往来」などがあり、名所旧跡や神社仏閣の景趣・由来・縁起などを記した「妙義詣」「榛名詣」「赤城山詣」「白雲山詣」「草津温泉往来」「草津往来」「三坂詣」「産泰詣」など、特殊なものとして澁川に集散する物産を書き連ねた「山市往来」などの存在が確認されています。



「新撰養蚕往来」(坂本計三家文書)



- 10・7・16 文書館運営協議会開催
- 7・23 文書調査員会議開催
- 7・18 第1回長期古文書解説講座
- 9・26 田畑勉(群馬高専教授) 11回
- 10・17・3 第12・13回長期古文書解説講座 原島陽一(文化女子大学教授)
- 10・20 企画展「桐生機屋の一姫二太郎」江戸で学ぶ吉田家の子どもたち(11月22日)
- 11・10・14・24 第14・15回長期古文書解説講座 飯倉晴武(日本大学文学部講師)
- 10・30 「ぐんま史料研究」第11号 刊行
- 11・7 企画展記念講演会「桐生機屋の一姫二太郎」高橋 敏(国立歴史民俗博物館教授)
- 11・21 第16回長期古文書解説講座 岩根承成(県立前橋高校教諭)
- 11・28 第17回長期古文書解説講座 神崎直美(国学院大学日本文化研究所講師)
- 12・5 第18回長期古文書解説講座 菊池勇夫(宮城学院女子大学教授)

群馬県立文書館編

『ぐんまの古文書』刊行のお知らせ

近年、生涯学習あるいは地域史研究としての古文書学習が高まりつつあるなか、当文書館では県民の皆様からの御要望におこたえて、このたび古文書の写真解説資料集『ぐんまの古文書』（写真編と解説編）を刊行することになりました。

本書は、江戸時代の古文書を中心に、県内の七〇全市町村からそれぞれの地域で特徴的な古文書や基本的な古文書など二〇〇点を精選し、その「写真編」と「解説編」で構成しました。収載した古文書は八つの章に分け、そのなかを年代順に配列しましたので、古文書学習用のテキストあるいは江戸時代の地域史学習の基本資料集や学校教材としても活用いただけます。

以下、その内容、特徴、体裁などを御紹介しますので、ぜひ御利用ください。

- 【内容】**
- 一 戦国から江戸の領主たち（三二点）
 - 戦国大名と在地領主、上野諸藩と大名、旗本と知行地、幕府代官と直轄地など
 - 二 村や町のしくみと姿（一八点）
 - 村政、村況、戸口など村や町の構造や概況など
 - 三 土地の利用と年貢（二六点）

検地、新田開発、入会境論、御林、年貢徴収など

四 諸産業の展開と畜糸・織物（二二点）

農業、林業、漁業、養蚕・製糸・織物業など

五 商人・職人の活躍と特産物（二二点）

市場と商人、大工・鍛冶などの職人、麻・煙草・砥石・硫黄などの特産物

六 水陸交通の発達と関所（三三三点）

中山道や日光例幣使道などの街道、倉賀野河岸などの水運、関所、渡船、飛脚

七 人びとの生活と社会（三三三点）

武士や庶民の日常生活、娯楽、温泉、災害と救済、一揆や世直しなど

八 人びとの信仰と文化（一六六六点）

寺院と神社、修験、虚無僧、キリシタン、学問・芸術・武芸など

- 【特徴】**
- 「写真編」では、各章のはじめに簡単な概説を付し、さらに一点ごとの古文書には学習の目安として解説の難易度（A・B・C）を表示しました。
 - 「解説編」では、古文書一点ごとに釈文（返り点や読み方付き）、用語解説、文書解説を付しましたので、古文書の読書学習をしながら、地域の特性や江戸時代の群馬の歴史を学ぶことができます。

「付録」では、古文書解説のための参考資料として「変体仮名一覧表」「異体字一覧表」「干支年表」「度量衡一覧表」「時刻と方位」を付けてあります。

【体裁】

- ・「写真編」
- B 四判・上下二分冊（約三〇〇頁）
- ・「解説編」
- B 五判・上下二分冊（約三〇〇頁）

【頒布価格】

- ・セット価格 四八〇〇円
- *箱入りセット

【問い合わせ】

- ・群馬県立文書館
- T 三三〇六〇 前橋市文京町三三〇六
- (TEL) 〇二七三三・三三〇六
- (FAX) 〇二七三三・三三〇六

【頒布窓口】

- ・（財）群馬地域文化振興会（文書館内）
- T 三三〇六〇 前橋市文京町三三〇六
- (TEL) 〇二七三三・三三〇六
- (FAX) 〇二七三三・三三〇六

頒布は三月上旬からです。

*申し込みは、申し込みハガキまたは電話・ファックスでも受け付けています。

- 告知板**
- 『ぐんま史料研究』第11号の頒布
 - 【論文】久保田順一「鎌倉武士団と板造立ー上野国甘楽郡の場合ー」今村和昭「幕府巡見使迎接における在地の馳走」
 - 【史料】「上野国緑萐郡三波川村御廻状写帳（五）」
 - 『ぐんま史料研究』第12号の頒布
 - 【論文】黒田基樹「武田氏の西上野経略と甘利氏」丑木幸男「新井臺と良民党計画」【史料】「上野国緑萐郡三波川村御廻状写帳（六）」

なお、問い合わせは文書館内の（財）群馬地域文化振興会へお願いします。

● 平成十年度第2回常設展

「群馬のいで湯」のご案内

▽会期 1月9日（土）～4月11日（日）

月曜、祝日、月末日は休館

▽会場 文書館一階展示室 入場無料

テーマ展示コーナーでは、主に明治以降の県内温泉の歴史を本館収蔵の絵図・写真・県行政文書などを中心に紹介しています。

発行／群馬県立文書館

T 三三〇六〇 前橋市文京町三三〇六

印刷／松本印刷工業株式会社

字／岡庭征人書

本紙は再生紙を使用しております